## 雞

# 舊港及其日琉兩國との交渉について

小 葉 田 淳

事質を明かにして、些か舊港に就いての所見を併叙した 而も右の後の來航船が直接の動機を與へる事となつて琉 いと思ふ。 球・舊港間の交渉が開かれたのである。本論では以上の せる南蠻船が此舊港の船に外ならざる事が信ぜられる。 五年に若狹に來着せる南蠻船や同二十六年南九州に來航 Palembang に當る事は現在でば疑ふものはない。應永十 錄に多く見える所で、スマトラの東南なる Palimbang, 舊港に就いては元の汪大淵の島夷誌略を始め支那の記

> 港したといふ話は極めて著名であつて、若狭國稅所今富 應永十五年・同十九年に若狹の小濱附近に南蠻船が入

名領主代々次第に左の如く記してゐる。

進郷、番使々臣問執彼帝より日本の國王への進物生象一 應永十五年六月二十二日に南番船着岸、帝王御名亞烈

疋黑山馬一隻・孔雀二對其外色々、彼船同十一月十八日

造, 大風に中湊濱へ 打上られて 破損之間に 同十六年に 船新 同十月一日出濱ありて渡唐了、

本阿彌 同十九年六月二十一日南番船二艘着岸有之、宿は問丸 同八月二十九日に當津出了、御所進物註文有之

(186)

いはれる。博士は明史三佛齊傳を引用せられて永樂五年新村博士は右の南蠻は即ち舊港を指すものであらうと

以て劫かさうと試みたる時施進郷が兵を以て祖義を戮し鄭和が「西洋」より還る時舊港頭目陳祖義が明軍を詐謀を

阿烈は元史に見える阿里と同じく回語にて大の義卽ち亞 たること、尋で進郷は其婿を遣はして朝貢したるによつ が亞烈進郷の名より舊港の施進郷に 想到 刺比亞語 Ali の音譯であるまいかといはれてゐる。 は李氏實錄を見て、 五年四月發表の應永外寇の真相なる論文にて「然るに余 て判すると三佛齊國の後なる舊港ならんとし、 て舊港宣慰司を設けて進郷を宣慰使としたることを舉け は快心の事に屬す」とて右の南蠻船は瓜哇船なる事を力 かに警敏なる考案であつた。 若狹着岸の南蠻船は其所謂帝王亞烈進郷の名によつ 此南蠻が瓜哇なることを知り得たる 然るに故三浦博士は大正十 されたる 亜烈又は は確 博士

載火雞・孔雀・鸚鵡・鸚哥・沈香・龍腦・胡椒・蘇木・香等諸般南蕃瓜蛙國使陳彥祥至至羅道墓山島、為倭所掠、船中所

舊港及其日琉雨國との交渉について

**說せられた。太宗實錄六年八月丁酉の條に、** ② (應永十三年)

拜朝奉大夫書雲副正 多辟嘗於甲戌年奉使來聘,

欒材・蕃布盡被劫奪、

被膨六十人、

戰死者二十一人、

11作

國朝

とあり、九月壬申の條に野皐才プラ書雲區工

進賀,於當年五 月二十二日起程,駕坐海船一隻,至鬨永樂四年五月十八日蒙國王差遣,奢學方物、特爲朝鮮國(應永十三年)

力不能加、被劫掠一空、殺死蕃人二十一名,莾人二十一船一十五隻、當日兩相交戰、至初三日午時、寡不迭衆、七月初一日未時、到朝鮮全羅道鎮浦外墓山島外、忽逢倭

恐 蒙給賜衣糧、回還本國、誠恐我國未信遇賊事、 四十名、 坐新造二千二百料海船一隻、 敬差、特爲奢擎方物進賀事、於當年五月二十二日起程、駕 名捉去蕃人男婦幷六十名、 乞賜回文爲照、 進賀方物拜自己進献衆人滿船物貨盡行被掠、 又呈曰、 現存性命上岸者并彥祥男婦并 至萬七月初一日、 永樂四年五月十八日蒙國 意口說無 到朝鮮 全 F

船

羅道鎮浦外茲山島外、

不期遭遇倭賊、

劫掠一空

只留本

餘

第二十卷 第三號 五九二

疏、失性命為重、今愿將來大船納獻、回換四十料輕快小者捉去、駕船入少、本船重大難以乘駕,惟惟恐洋海儻有

とあり、十二年四月乙亥の條に(應永十九年)(二十一日)船一隻、明年再來、上命許之

瓜哇國亞列陳彥祥遣使献土物、琉球別種とあり、十二年四月乙亥の條に

流至岸邊、 劫害、感得皇恩、 彥祥稽首頓首百拜、申議政府大人閣下、 分寒凍無耐之、何感得、日本國王就時差使坐駕軍船 來至日本國洋內、 即時船沈 賜僕衣衫日食、 留得性命、 船隻漏水、 被風漂流、 又破倭賊劫盡、衣衫十 琉球別種也、其書曰、 又賜軍船、 僕於前年被倭賊 失害槓椇 不勝犬馬之 隻

官府留遲未及上京、至明年正二月只得上京、僕想感得前年失害槓椇、又回本國、至今年七月內、至日本博多地面、

拜禮物、送至本國、國王就差僕送日本使臣回禮船隻、

因風

浦博士の說はまことに卓見であつて私も全然同意を表すに就き紹介さるゝ所あつた高柳光壽氏の如きも、「この三

貴國厚恩,

意欲親身前來叩頭謝恩干係未辨、

感謝聖恩、僕不及前來

日本に赴謝せんとせしに、暴風に遭ひて其船破壞したりとある。博士は「應永十九 年彦祥 其國王 の命を 承けて蒙大人奏下情無任、叩頭叩頭、伏乞雷覽

皇恩特差孫男實崇、齎持方物前來代拜、

を謝せり一とて應永十九年六月二十一日小濱港に入津せして、四月先づ使を朝鮮に遣し土物を進めて先年の恩誼し爲め、本國に引返し,更に七月迄に日本に來謝せんと

されたのであるが、先の十三年六月の南蠻船に就いてはる南蠻鐵船二隻は此豫定の使命を果せるものであると解を謝せり」とて應永十九年六月二十一日小濱港に入津せ

**ルこ畧でよよゝ。 女三甫尊ヒり瓜圭昭兌よま炎治んごと李朝質錄に記載する所と如何なる關係にあるかは明示さ** 

て發見せる阿多文書によつて應永二十六年來朝の南蠻船說化したる如く見える。昭和七年八月薩摩國志布志町にれた譯ではない。故三浦博士の瓜哇船説は其後殆んど定

昭和六年の前論を補正發表された秋山謙藏氏も大體三浦蠻船も亦瓜哇船なるべき事を想像してをられる。又最近るもの」と賛同せられたのみでなく、右の二十六年來着南

永十三年八月全羅道群山島に於て倭寇のために襲はれ、られてゐる。卽ち前掲十二年四月乙亥の條を引用して、應博士說の要領と一致する。唯氏は其間多少の說明を加へ。

太宗より輕良一隻を賜り瓜哇に歸還したる陳彦祥は、

其

椇 内命を受けてゐる樣であるから博多を目ざしながら小濱 記ならん)朝鮮に至つた陳彦祥の一行は同年五月二十五 ち應永十五年六月二十二日若狹國小濱に到着せる南蠻船 し、こゝでまたもや海賊群に襲はれ、 内に於て船が破損しまた風に吹きつけられて岸邊に漂着 呈書に「來至日本國洋内、 津に到着したものと考へられると説かれてゐる。 日日本に向ふこと、なつて、彼等は七月中に博多に赴く なりとし、 たに軍船 名亞烈進卿、 若狹國稅所今富名領主代々次第の して相當に事實を異にする點は暫く論外として、右の實 て破損之間に同十六年に船新造云々」といふ記事と對照 流至岸邊 一隻を受け歸國したことを語つてゐるが、 又應永十九年閏四月三日 彼船同十一月十八日大風に中湊濱へ打上られ 番使々臣本阿彼帝より日本の國王への進物 即時船沈、 留得性命云々」とある條が、 船隻漏水、被風漂流、 「南蠻船着岸、 (月日は多分氏の誤 日本 國王 より新 彦祥の 帝王御 失害槓 之郎

> に太宗六年卽ち應永十三年彦祥の入鮮の際の待遇に對す 鏃の記事の見解については大に所見を異にするものであ 此歳瓜哇まで歸還し、 やうに説かれてをるようで、秋山氏のいはるゝ如く一旦 り難破漂着したものと解すべく、故三浦博士の解釋も 文を承けて、卽ち同年九月朝鮮を辭去して日本近海に到 る恩謝を述べたもので「來至日本國洋内云々」は直ちに其 先づ實錄に「又賜軍船、不勝犬馬之情」と記すは明白 更に答禮のために再び朝鮮に向

禮の為に再び朝鮮に向つたのであるが、其途中日本國洋 際朝鮮に對して明年再來を約したることによつて,其答

る。

ある。 留遲未及上京、至明年正二月只得上京」とあるを、 て來航の途中日本近海に漂流したといふは穿ち過ぎてゐ するといふ意味で、 に上らんとして官府留遲して果さず 明年 正二月に の行動と解せられてをり、 契を朝鮮に齎らせる應永十九年四月以後の事實即ち豫定 ねばならぬ。次に「至今年七月内至日本博多地面、 永十三年内の事にて小濱來着の南蠻船とは無關係といは る。然りとすれば彦祥の漂到地が何處なるにせよ、そは應 然るに右は七月中に博多に到りしも上京即ち京都 官符留遲未及上京の語は當然此書 此點は三浦博士も亦同斷で 此書 官符

舊港及其目琉爾國との交渉について

第二十卷

第三號

五九三

の起草 にかゝるもの といはなけ ればならぬ。 契の 記されたる現在 は太宗十二年(應永十九年)の四月の條に掲ぐるもので の過程を示し、 從つて 博多到着後 右の書契

記されたものであらう。此條彦祥自ち入鮮したのでなく、 あり、從つて其前年卽ち應永十八年七月博多到着以後に 孫男質崇をして代らしめたものなる事は書契に明かであ

る。

或は博多附近より渡鮮の使舶商舶等に同乗せしめた

秋山氏は彦祥が閨四月頃朝鮮に到り尋

ものかも知れぬ。

云々を應永十九年内の豫定事とせんか、恐らく故三浦博 身の入鮮せざりし事は明白にて、今年七月内至日本博多 で七月頃博多に赴航する豫定なりし如く記せるも彦祥自 士の如く孫男實崇をして先遣せしものと解せざる得ず、

ぎる。果して然らば彦祥の博多入港は應永十八年七月の 事にて、 あるから 那支那より日本に渡航するは西南恒信風を利用するので 從つて之を瓜哇より出航したものとすればおそくも二月 末三月初めに開帆したものと見らるゝ。 十九年六月小濱津入津の南蠻船とは無關係のも 其時期は五・六月で二・三月では時機尙早に過 當時南洋より支

のと認定し得ざるを得

秋山氏は兩度の小濱來着南蠻船が瓜哇船なりとし、附

慰使又は此に相當する名義を以てしたので、瓜哇半屬の 港宣慰使を明帝より賜はり、 當時舊港が瓜哇に半風したるは事質らしいが、進郷は舊 舊港の副頭目施進郷であるかも知れぬ」と言及された。 であり、舊港の如きも其の治下に在つたので、亞烈進郷も 加して新村博士の説を引き「當時瓜哇の國勢は頗る盛ん を有つ日本・朝鮮或は琉球等へ通信を行ふ場合あれば宣 支那及び此と密接なる交渉

使は絶對に舊港國使ではあり得ないのである。 亞諸邦に對しても同樣の態度を持したのである。 は後に例述するであらう。從つて李朝實錄にいふ瓜哇 此の事 國

事質は支那に對し飽くまでも表示すべきものでなく又東

によつて昭和七年八月初めて紹介された。此南應永二十六年南九州來着の南蠻船の顕末は高 件は後段述べる所と直接に關係する所が多いので高柳氏 の記述を追うて稍や委しく紹介しよう。 南蠻船關係の文 此南蠻船 柳光壽氏 U)

書中時日の早きは應永二十六年と推定さるゝもので、

南蠻船可著岸當津博候之處、依海上怖畏其方ニ逼留之

候、 由注進到來候、 加御助成、 隨而津々浦々警固事堅申付候、 早々此面ニ被送越候者目出候、 不可然候、 仍先京都へ申了、 可有御心得候、 就其態遣迎船 如何ニモ被 恐力

八月五日

謹言

鎭 (花押)

道

町 7田飛驒守殿

道鎭はいふまでもなく九州探題澁川道鎭、

宛名の町田

飛驒守は薩摩の豪族で阿多氏名は家久後忠清と稱した。

うた其子の義俊より、 次で十月二十三日附を以て道鎭及び此際旣に探題職を襲 南蠻船着岸につき幕府より兩度に

及んで探題まで命あつて兵庫津に廻航せしむべきを達せ

船の猶阿多領に滞留するを以て博多に廻航せしむべきを 同月二十三日其重臣と見らるる宗壽なるものより、 南蠻 られたる事等を報じ、

更に翌年二月十七日附にて義俊、

宛の書狀に「南蠻船去月十五日可出船之由、 達してゐる。 但又延引候敷云々」とて速かに廻航に奔走すべ 更に又三月二十二日附にて義俊より町田氏 自那弗答狀

舊港及其日琉兩國との交渉について

取せんとしたるを以て、 匠作なるもの大軍にて三月二十七日來襲し、 河愛阿に與へた書狀案によると、南蠻船の出津準備の際、 大に驚き碇を切捨て出航し終つ 南蠻船を奪

きを達してゐる。更に卯月七日附家久より義俊の使者芥

たといふのである。高柳氏の考證によれば匠作は多分島

高柳氏は

叉南蠻船來着の場所は川邊郡泊津ならんかと推想され、 津久豐で當時家久と敵對關係にあつたといふ。 方阿多郡の某所かとの疑も残してをられる。 氏が此南

が、是は小濱津來着の南蠻船を以て瓜哇船とする說より **蠻船を以て瓜哇船と解釋されてゐる事前述の如くである** 

の着想以外他事ある譯でない。

館を訪ひ、此處に寄托保存さるゝ歷代寶案中より琉球・舊 **港關係の文書九通を得た。歴代寳案は昭和七年の發見に** 來航のそれを考察しよう。 小濱津着岸の南蠻船を考へるに先だち、 私は本年三月末沖繩縣立圖書 便宜上南九州

大夫・長史、 かゝり翌八年十一月圖書館に寄托されたるもので球陽に ዹ 「洪武永樂間、 爲貢謝之司、 賜閩人三十六姓、 習海者, 授通事總管 其孫子知書者、 爲指

第二十卷 第三號 五九五

(141)

南之備」とある久米村居住の閩人子孫が鞅掌せる外交文 ので四十九卷、現存四十二冊、第二集は雍正七年に抄成 閩人子孫の尊崇せる天妑宮に保藏する寶案を重修せるも 書案を集成せるもので、現存するもの百六十二冊洪凞元 年頃より同治六年に及ぶ。内第一集は康凞三十六年に、

存され、最近には久米居住の人々の間に轉々秘藏されし 以後連年續脩せるものである。現存の實案は天妃宮に保 せるもので康凞三十六年以後雍正五年間の文案を脩め、

あるの ものである。舊港關係の最も古きものゝ内に左の文案が

琉球國王相懷機端肅奉書

餘名、 道鎮送到、舊港施主烈智孫差來、 舊港管事官閣下、自永樂十九年間、准日本國九州官源 到國告乞遞送回國、 准之、緣無能諳火長、思係 那弗荅鄧子昌等二十

國王敬蒙郡便差, 實達魯等□□小船一隻、裝載磁器等貨、 到湿羅國、 仍行乞為轉送、 令正使闇那結制等、 □未知到否、 駕使海紅一隻、己 到貴國買賣 今有本國頭目

遠人難以久留,

未故擅便除啓

仍令尺格付實達魯等、 前到

舊港管事官前,告禀回報、 今備禮物馳送少仲遠意、方

**庶爲四海一家、 堅笑留所有,今去人船煩為寬容買賣,趕趂風迅回國** 永通往來便益、今將禮物開坐干后、

草

字不宣

今開

窓刀貮柄 素段五匹 腰刀貮柄 鎖子甲貳領

摺扇拾把

右は即ち永樂十九年即ち應永二十八年に九州探題澁川 宣德三年拾月初五日奉書

琉球より選羅に派遣せる正使閼卽結制の船に便乘せしめ 十餘名を琉球に送到し、鄧子昌等は遞送回國を請うて、 道鎭より舊港の施主烈智孫の派遣せる那弗荅鄧子昌等二

**湿羅に到つて轉送せしめた。而して宣德三年冬實達魯等** 

の許諾を乞;たのである。然し宣徳三年九月二十四日付 を付して鄧子昌等の安着如何を問はしめ、寛容なる貿易 が磁器等を積んで舊港に行き貿易せんとするに際して書

琉球國王の遙羅國王への移答文によれば實達魯は遙羅に て次で舊港に到つたのである。寶案所收の右文案の後に なつてゐるから、思ふに先づ暹羅に行き胡椒等を收買し 赴く正使として天字號海船一隻に駕して派遣さるゝ事に

孫 Chi-sun であらう。 施主烈智孫とは恐らく舊港宣慰使たりし施進郷の子濟 皇明實錄の永樂二十二年正月甲辰

「往舊港」と加筆してゐるのは卽ち之がためである。

(七日)の條に

並言印爲火所燬、 舊港故宣慰使施進鄉之子濟孫、 上命濟孫襲宣慰使、 造使丘彥誠請襲文職、 賜紗帽。花鈒金帶

慰使に補任されてゐなかつたことはいふまでもないが あつて一種の美穪である。 参烈昭昆牙、又は其王之姉参烈思監等とある参烈が是で 見ゆる梵語の Sri であらうと思ふ。 暹羅では明史に其王 孫の施は姓智孫は名で、主烈は室利。悉利等にて支那書に べき節があるが、其後間もなく歿したらしい。施主烈智 とある。 金織文綺襲衣·銀印·令中官鄭和齎注給之 進郷は永樂十四年春頃には生存してゐたと認む 彼は此使船派遣の際は未だ宣

> master of a native vessel の義である。 是等に就いては後述する。 語の nā-khuda 馬來語の nakhīdā 那弗荅鄧子昌の那弗荅は波斯 の音譯であらう。 明の黄衷の海語

饒裕、 貝香品若他止蓄無算」とある。 満刺加の條に「其尊官稱姑郎伽琊、 南和達一家胡椒有至數千斛、象牙。犀角·西洋布·珠 南和達は卽ち 巨室稱南和達、 nacoda や 民多

管事官に宛てたるを注意すべきである。 nacoda 貿易家であり、 ゐるのも之に幾い。 の元來は持荷を積める船主を意味するといつて 富商なる事を記してゐるが、 右の書は琉球國の國相懐機より舊港 懐機は景泰三年 Yu'e 氏が

那覇首里間の長矼堤を築成せる人として有名であるが、

朝鮮

・湿羅を始め、

此頃以後瓜哇・満刺加・蘇門答刺等の

たるかは、 名にて行はれてゐる。 れたるに對し、 諸國王間との頻繁たる交渉は琉球國王の移文を以て爲さ 外務鞅掌の人々にも略は熟知されたものであ 香港間の九通の文書は孰れも國相懷機の 宣慰司進郷及其後繼者の位置の何

右の文によれば永樂十九年卽ち應永二十八年施主烈智

らう。

第三號 五九七

舊港及其目疏爾國との交渉について

(143)

られ、 二十七年三月二十三日匠作なるもの、來襲のため町田領 る。 らう。 が前述の船主の義なる事いふまでもない。 する旨の狀あり、 瞭である。町田領に其遷延逼留したるは高柳氏の考へら の海岸より開帆せし事を以て其消息を絶つてゐる。 事實を想起せざるを得ないであらう。阿多文書によれば 孫の使者鄧子昌等が道鎭の手により琉球に送致されてゐ 何れの時か風波か海賊かの ため破損し終つたの であら れる。右の經過より考ふるに南蠻船は町田領出航以後、 後南蠻船の一行は博多に到り、道鎭父子に謁したのであ 七年二月十五日には澁川氏宛那弗峇より博多に向ひ出航 れたる如く寧ろ町田氏等の押置によりしなるべく、二十 目的地が内外商舶物貨の輻輳地たりし博多に存した事は 道鎮・其子義俊は頻りに博多廻航を命じ又南蠻船來航の 「南蠻船可著岸當津宮候之條云々」とある事によつても明 此事より何人も應永二十六年南九州來着の南蠻船の 琉球より遅羅を經て舊港に轉送されたものと思は かくて翌年東北信風期に琉球迄道鎖の保護にて送 而も延引してゐるのである。此那弗荅 町田領出航の 澁川

又我が國にも交渉を有したる證跡ある事李朝實錄の明示據るべきものなき、又一方瓜哇國が此頃我が近海に來り唯從來、當時來着の南蠻船の本國につき國內史料に全然直接の關係を有つものにあらざる事前述の如くである。應永十五年同十九年小濱來着の南蠻船が瓜哇船と何等

慰司施進郷なる事は動かすべからざる事實である。應永上年の來着南蠻船の瓜哇船たるや舊港船たるやの決定は九年の來着南蠻船の瓜哇船たるや舊港船たるやの決定は船の舊港船たるやは疑を容れぬ。卽ち亞烈進郷は舊港宣

るもので、父の先蹤に従つたものであらう。

二十六年來着船は恐らく進郷の没後其子濟孫の派造した

の推想を與ふる餘地あるに過ぎぬ。然るに應永二十六年する所なるを以て、小濱來着の南蠻船も亦瓜哇船たるや

②三浦博士 日本史の研究第二輯 一一〇一—一一〇三 ①新村博士 日本と南國との關係 婆文 大正四年一月

③秋山謙誠氏 瓜畦船の渡來と象の傳來 日支交渉史所收 ③秋山謙誠氏 瓜畦船の渡來と象の傳來 日支交渉史所收 まニケ月間は之を必要としたであらう。

東學雜誌 四三ノ八 ⑤ 高柳光壽氏 應永年間に於ける南蠻船來航の文書について

大学作十六本内一本目錄」とあり、雍正七年已酉十二月成り第本外、毎年續抄二集目錄」とある。第一集のみでなく第二集本外、毎年續抄二集目錄」とある。第一集のみでなく第二集改下も二部を作成して一部を尙家に献じたらしいが、沖繩縣以下も二部を作成して一部を尙家に献じたらしいが、沖繩縣以下も二部を作成して一部を尙家に献じたらしいが、沖繩縣以下も二部を作成して一部を尚家に献じたらしいが、沖繩縣以下も二部を作成して一部を尚家に献じたらしいが、沖繩縣以下も二部を作成して一部を尚家に献じたらしい。現在圖書館に寄托さる、があるが、是は其際の殘本らしい。現在圖書館に寄托さる、は即ち舊天妃宮藏のものである。懷機の文案は、すべて卷之は即ち舊天妃宮藏のものである。懷機の文案は、すべて卷之四十三山南王併懷機文稿に收む。

左の如くである。 ⑦宣德三年十月以前琉球より巡羅に派せる文案の現存するもの

洪凞元 仁字號等二隻 浮那口是·阿勃馬結制文 案 目 付 船名數 正 使

同三、九宣德二、九 然し琉球・湿羅の交渉は以前よりあつた。洪煕元年月日の 二、九 三、九 **彩字** 字 字 字 號 號 號 浮那姑是 南者結制 八進晉 遊 晉

年の如き阿乃佳を派した事等も見える(卷之四十、國王咨)。今、遞年累遣使者賚菲儀、前詣貴國牽献」とあり、永樂十七球國王の移咨文中に「自洪武至永樂年來曾祖及祖王先父王至

第二十卷 第三號 五九九

舊港及其日疏兩國との交渉について

に難破した記事がある事も参照される。閣那結制の派遣は何 皇明實錄永樂二年九月壬寅の條に巡邏船の琉球往來の途福建 年か明白でないが、永樂十九年か二十年の間にあるのであら

⊕Hob. Job. p. 612, Malayan Language, p. 348 William Marsden, Dictionary of the

いる。 Reinaud は馬來語の Na khōda は 波斯語より 出でしものと

⑨球陽卷之二 尚金福王二年の條

する往復文書はすべて九通現存するが、此文書は從來乏 しき舊港の歴史に對しても若干の史料となるを以て、旁 となつて兩國間に交渉が開始さるゝ事となつた。右に關 琉球より鄧子昌一行を舊港に送致せる事が直接の動機

### 一)琉球國王相懷機端奉書

々左に列撃する。

**继**文禮物、 貴國奇異罕物、 貴國遣來財賦察陽等, 三佛齊國舊港僧亞刺吳 到彼蒙此本國人船多蒙管□寬容買賣、 并賜卑衙奇物、 附塔本國船隻、 閣下 速行類進、及茲來使 自宣德四年六月內蒙 資捧 承惠

> 啓見. 敬奉

王令旨、多感厚意、看得人船、 又送禮物、 便賞來使衣、 護送回

延今, 國 服、好看管待、就偷禮物、速行回謝、遣使駕船, 敬此除敬遵外、本□欲隨卽遣船、 物遣正使步馬結制等、 管送禮物、 奈缺船隻、 領駕人船、

、以至

護

送來使蔡□泰回□、就倫尺格、 □望收□煩、念四海一家、今去人時裝載磁器等物、煩 今將禮物開坐于后, 前詣拜謝 少伸遠意 草字

不宣、伏乞照鑑

寫寬容買賣、

趕趂風信回國、

今開

馬斌疋 閃色段拾匹

段五疋 羅三匹

(二)琉球國王相懷機端奉書

宣德五年十月十八日

王相懷機

三佛齊國寶安邦本目娘粧前 **送到奇物** 就付本國船隻前來、 自宣德肆年陸月內承得封

啓進 敬奉

王令旨 感得遠信、 **偷知書中、** 合遣人船、 特去回 謝 敬

此敬遵外、 . 得觀翰墨內景節、 參見前年間 貴處人船到

湿羅國 甚是有愧、 所 差船隻、 會問之間多蒙管待、 幷

本欲差使□送、

缺無火長、

致送

資送禮物、 送奇物、 感謝厚意、 前詣回謝、幸希收納、今去人船、專托顧盼、 **今特遣正使達旦尼等**, 領駕人船、

煩爲作成寬容買賣、完日發、 越風迅回國、永結四海一家

草字不宜、

閃色段參匹 青段武匹 腰刀貮把

宣德伍年拾月拾捌日 王相懷

(三)三佛齊國□林邦□次 時 本頭娘□首再拜、 土相懐 奉書 即日孟奉謹

伏惟

琉球國公卿王相 台座 譴責、不謂謙仁貶物、 咨教, 佩

批信、大膽收受、 齊全感謝 服厚意

退揆缺然

自宣德五年十二月十一日受到寄來

鈞候與居多福、

仰依大夏帡幪之庇、

尚稽膽□鈞庭.

此承

貢奉,

准表鹅毛之意、

草字不專、

伏乞

笑納

國

希少貴物,

今見便船回口

漢輪飾諄、 復少禮鶴俟治服、 迨今慷然、 昨承教帖, 諒

舊港及其日琉爾國との交渉について

貴國本船回還、 M 今特

蒙恕

頓納

船買賣完備、

趕越風迅 資寄禮物,

草字不專、 幸希收納、

前詣回謝、 前往處所、

今來人

芯布武匹 長文節智壹塊

頂口党匹 沉香 **登拾**厅

宣德六年二月初三日本頭娘再拜奉書

琉球國王相尊候台前 (四)三佛齊國寶林邦遇婦俾那智施氏大娘仔百拜上書(愚) 拜違台辦、 **終易歲華權掌** 

當朝之大事、 即日仲春、 謹時敬惟

明稱

公庭清逸、

鈞候納福無量、

自宣德五年船隻前來到邦

貴國王庭仁義禮祝、 个見便船回□□禮 末由參拜均墀、 少意、 奉讀、 草邦賤

今開奉來博禮

紅花布被面 合

第二十卷 第三號 六〇二

(147)

### 紅花布頂子一合

青花文佃布二合

象□

淡□仙酒四埕 一仙酒四埕

宣德六年二月初三日愚婦俾那智施氏大娘仔百拜奉書

(五)琉球國王相府王相懷 端拜奉書

三佛齊國舊港管事官閣下、

近自卑爾□奉

王旨, 字號海船壹隻、 敬此除敬依奉行外, 領齎禮物、 今遣正使阿普尼是等, 詣前表送遠信、 萬望收受、 坐駕安

永結四海一家、 相通音好、 仍煩卑令人船、 從便買賣

甚蒙回奉禮意、 到國□行類

**趂風時月回還、** 

及照巳先宣德五年本國遣使、駕船前至、

于後、草字不專、伏希照亮

進喜受、敬此、合行拜謝知會、今得送信、

物件開坐數目

今開

各色段十一匹 各色羅九匹

正統三年十月初四日

各色紗五匹

(六)琉球國王相府王相懷 端脯奉書

三佛齊國寶林邦施氏大娘仔粧前 好信及書一封、就付來使船隻回國、便力 自□宣德六年甚感珍奇於 已憑喜受收訖、

後累欲遣使、 屢達

貴國、爲少火長、以致疎废年深、其多感厚意、銘心不忘、 爲此今備微誠奉謝,遣使齎送信物,以表遠意,萬幸笑

納,是□四海一家永通心盟,仍望共成渠恤遠□人船早 萬望

令從便買賣回國. **今將禮物開坐于後、** 草字不專

心照

今開

漆盤中樣貮伯筒 漆棧貳伯□

正統三年十月二十六日

(七)琉球國王相府王相懷

端肅奉書

三佛齊國實林邦本頭娘粧前 得知先於宣德六年間

甚

多年、 謝好信、 今令正使伍寶佳勃也獨捧遠書代面奉謝、 **巡書收訖**, 向後却少能諳海道火長、 以致疎曠 備送意

幸收納、 早令買賣回國、今將禮物開坐數千後、草字不專、 是心盟四海一家永通音好、 更煩共成憐恤遠來

心照

.

今開

正統五年九月 日

貴國三佛齊舊港寶林邦施氏大娘粧前,自於宣德六年甚喜(八)琉球國王相府王相懷機 端肅奉復

收訖、向後累欲回謝屢達

收見珍寶奇弁書意封、

所付本國來便船回國、

逐一憑書

**贵國、却少航海火長、以致疎曠多年、其感激之心、不忘** 

船從□□□□□□禮物 後、草字不專,萬望家、萬容酬謝、仍希笑□□□□□□懷遠方早令今次人朝夕、爲此今脩禮物、馳送以表遠意、惟盟心四海一朝夕、爲此今脩禮物、馳送以表遠意、惟盟心四海一

心照

今開

白段二匹

漆棧二百簡

正統五年十月初四日

舊港及其日琉雨國との交渉について他に宣徳三年の便船に附したる同年九月二十四日附の執照文一

通がある。

宣德三年末に暹羅・舊港に 向つた 實達魯の 船は (一

等を同船せしめて箋文禮物を贈り、又寶安邦本目娘よりる。琉球船の回國に際して舊港の僧亞刺吳より財賦察陽(二)の文書によ れ ば宣德四年六月に 琉球に歸國し てる

封書奇物を進めた。琉球では翌五年十月僧亞刺吳宛に正

正使達且尼等を派して共に國相懐機の書と禮物を進め琉使步馬結制を派して前年の來使を護送し、又本目娘宛に

ま前後の事列に致して明かでちるが、七畳はて三六切りのある。兩使は勿論一隻の海船に駕したであらうといふ事球船装載の磁器等の貨物貿易に寬容ならん事等を請うて

亞刺吳とは、何人か、又固有名詞か普通名詞かは判然しな文書によれば同年十二月十日に舊港に到着した。 右の僧は前後の事例に徴して明かであるが、 此船は(三)(四)の

目娘の寰安邦は(三)以下の文書に見ゆる寶林邦と同じくいが、恐らく普通名詞ではないかと想像する。寶安邦本

那哈寶林邦遣使來貢」とある竇林邦も同じである。此宣Palimbang の音譯で、明史三佛齊傳に「(洪武七年)王麻

第二十卷 第三號 六〇三

徳五年末の琉球國船に對して舊港では翌六年西南信風期

の出發に當り之に附與して本頭娘及俾那智施氏大娘仔の

第二十卷

二女から封書を寄せ禮物を贈つてゐる。此時は舊港の使 てゐるといふ。本頭娘・本目娘等も結局女頭目といふ程印度諸島に於いて頭目の稱で特にスマトラにて用ひられ 娘は即ち舊港管事官に相當するものなる事明かであり、 れたるを謝してゐる。封書の內一通は舊港管事官に宛て しめて、宣徳五年往訪の琉球國船に貿易の便易を與へら 琉球よりは正使阿普尼等を派し安字號の海船壹隻に駕せ 節は同行しなかつたらしい。六年間を經て正統三年十月 馬來語の jewatin, prōātin の音譯でないかと思ふ。之は **懐機の書に單に施氏大娘仔と宛てゝあり、** 更に又溯つて僧亞刺吳が本頭娘に本目娘が施氏大娘仔に 宣徳六年の好信禮物を云々してゐるのみである。琉球で に齎らなかつたらしく、(七)(八)の文書に見えずして唯 の意味であらう。 る事を察せしむるものであるが、私は俾那智 Pi-na-chi は 各當るのでないかと思ふ。俾那智施氏大娘仔の俾那智は 通は實林邦施氏大娘仔に送られてゐる所を見ると本頭 正統三年の琉球國船に應ふる答害は遂 身分的稱號な

威、貿易狀態の衰萎に起因するのであらう。 
成、貿易狀態の衰萎に起因するのであらう。 
は更に翌々正統五年正使伍實佳勃也を派して禮物を強き 
なのみとなり、後には之をも缺く事となつて兩國通変も 
なのみとなり、後には之をも缺く事となつて兩國通変も 
なのみとなり、後には之をも缺く事となつて兩國通変も 
なのみとなり、後には之をも缺く事となつて兩國通変も 
なのみとなり、後には之をも缺く事となつて兩國通変も 
は更に翌々正統五年正使伍實佳勃也を派して禮物を送り 
は更に翌々正統五年正使伍實佳勃也を派して禮物を送り

いか。舊港が寶林邦と同一なる事旣に寶案の文に於いて

と寶林邦と、濟孫と本頭娘・施氏大娘仔との關係は次に目として臨んだ事も殆んど疑問の餘地がない。唯三佛齊も明白であるが、宣德頃施進郷の女二人が舊港の華僑頭

考へようと思ふ。

註

GFavre; Dictionnaire Malais-Fancais, p. 116.

Marsden, ibid. p. 221 prōātin ヒストトトの Rejang tribes

同同同同同

②宣徳四年より正統五年に至る十二年間に琉球より南海諸國に間の頭目の稱號といつてゐる。

造したる船参考として左に記す。

同 五、一〇、一八 南者結制 瓜哇宣徳四、一〇、一〇 洪字號 有南結制 园羅宣徳四、一〇、一〇 洪字號 有南結制 湿羅

七、 九、三〇 步馬結制 同七、 九、 九 恭字號 由有結制 同

郭伯茲每

九、一八 勇字號 益沙每 同九、一八 均周佳 同

八、一〇、三阿酯察都同

九、二六 阿普尼是 同 所需察都 同

舊港及其日琉雨図との交渉について

欲沙每

阿普尼是

二、八、一六 順字號

司 安字號 欲沙海 八、一六 順字號 步馬結制

安字號 欲沙每

永字號 步馬結制

同同同同

四、九 安字號 欲沙每(四誤記力)

同

港・瓜哇との往來が始まる。瓜哇への遺使は宣徳五年十月十湿羅との交渉は古く且頻繁であるが、南海諸國では次いで舊同 五、一〇、一六 掲布勃也 瓜哇

十六日付の移客に「琉球國王見爲禮儀事自宣徳五年始云々」と道之師、以致如斯失大儀」とあり、第二回目の正統五年十月八日付の移密を最初とし之に「久欲遣使來賀、奈微國鉄諸海

指摘された所である。唯明代に於ける國交を背景とする通商頃宮古人が旣に馬來半島の南端に通商した事は故藤田博士のしが各此時より開始されたといふ意味でない。元の元祐四年移咨文を以て最古とする。勿論以上は琉球人の南海に往來せある。猶又滿刺加國、蘇門答剌國へは天順七年八月四日付の

Ξ

貿易に於いてしかいふのである。

に異論のない所であるが、三佛齊が舊港と同じ地である舊港がスマトラの Palimbang なる事は今日東西學者共

二十卷 第三號 六〇五

(151)

第二十卷

のがある如く思はれる。か否かといふ事は論議の無い譯でなく又其間論ずべきも

單なる受癥ぎの類を除き當代の史質として傳へるものを

私は先づ明代の三佛齊國に關する記錄中、

前代記錄の

宜微稅, 齊に四王家あつた如く見える。然に「時其國有三王」あり 阿 臣 腦諸物、使者言、嗣子不敢擅立請命於朝、天子嘉其義、命使 年遺使貢牛·黑熊·火雞·白猴·紅絲鸚鵡·龜筒·及丁香·米 賀明年正旦、時其國有三王, 被諸物、 中心として考へよう。 と明記してをり、何喬遠の名山藏・王亭記三佛齊の條に 國朝使使、入貢、九年怛麻沙那阿者卒、 來貢、八年正月復貢、九年王僧伽烈宇蘭遣使、 金葉、隨入貢黑熊·火雞·孔雀·五色鸚鵡·諸番·苾布·兜羅 行人趙述、 麻沙者巫置は父子で同一家であるから洪武初年三佛 齎印刺封爲三佛齊國」とある。 詔賜大統麻及綿綺有差、 命勿徵、 韶論其國, 六年王怛麻沙那阿者遣使朝貢、又一表 明史三佛齊傳に「洪武三年太祖遣 明年其王馬哈刺札八刺卜、 七年王麻那哈寶林邦, 戶部吉、其貨舶至泉州 此によると恒麻沙那 子麻那巫里嗣、 隨招諭排霖 遣使奉 遣使 明

も解せられる。明史の此文では舊港は三佛齊國と呼ばれ地に居つたものと思はれ、他の二王は別地に臨んだ如くる。馬那哈寶林邦の寶林邦は明かに Palimbang で舊港のあつて此に從へば三王家となつて前後合致するようであは「國主馬哈刺礼刺 ○中略王卒、怛麻來沙那亞者嗣」とは「國主馬哈刺礼刺

 た地方の一部であるといる解釋が一應成立する。

外國貿易に最も恰好の地位を占めたといひ、後者は場外國貿易に

所を幾分異にするといふ説であるが、氏は此場所を異に

三佛齊には他の頭目がをり、此が場所の異なる證據であする論證として「陳祖義が舊港にあつた支那人の頭目で

湿羅への移客の「瓜哇已破三佛齊據其國、改其名曰舊港、る。氏の此段の說明は明史に據つたのであるが、之は前掲る」と述べてゐる。。他の頭目とは卽ち梁道明を指してゐ

三佛齊遂亡、國中大亂瓜哇亦不能盡」に續いて「有其地

華人流寓者往往起而據之,有梁道明者云々」とあり、又陳祖義の條には「(永樂)四年舊港頭目陳祖義、遣子士良陳祖義の條には「(永樂)四年舊港頭目陳祖義、遣子士良を氏の誤謬である。即ち氏は右文を英譯して When San-bo-tsai went down the whole country was disturbed and the Javanese could not keep all the land; for bed all the land; for bed and the Javanese could not keep all the land; for bed all the land;

this reason the chinese, who were established there, stood up for themselves, and a man Nan-hai in Canton, called Liang Tan-ming, (楽道明) who had lived there a long time and roamed over the sea, followed by several thousand men from Fukien and Canton, was taken by them as their chief. センテトトゥルゥ 紫郷

所を異にするといふ唯一の根據は誤である。瀛涯勝覽に馬東・福建軍民從之者至數千人,推道明為首」とあるに別でもない。故に Groeneveldt 氏が三佛齊を以て舊港と場所、福建軍民從之者至數千人,推道明為首」とあるに明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に明の舊港によりし事は皇明實錄永樂三年正月戊午の條に

娘仔の書に三佛齊國舊港三佛齊國賓林邦と記すもかくて差であると思はれる。歴代賓案に收むる本頭娘・施氏大輝せる地方の一部である。對立的の相違でなくて廣狹の郷せる地方の一部である。對立的の相違でなくて廣狹の東の記事を分析せる如く舊港卽ち Palimbang と三佛齊の史の記事を分析せる如く舊港卽ち Palimbang と三佛齊の

が古の三佛齊であるといふ事は明代に始まつてゐるとし故藤田博士は舊港が Palimbang なる事は疑なきも、之

理解し得る如く覺える。

舊港及其日琉雨國との交渉について

「舊港即古名三佛齊是也」とあるを始め明代の史書皆舊港

三佛齊を一見同一視する如き筆法であるが、然し旣に明

三佛齊國王を封じ又施進郷の後繼者が自ら三佛齊國舊港以前の記錄により明代以前の三佛齊が舊港にあらざる事以前の記錄により明代以前の三佛齊國なる存在を否定せられ、費信の量樣勝覽等に舊港三佛齊を一國視したるは當れ、費信の量樣勝覽等に舊港三佛齊を一國視したるは當れ、費信の量樣勝覽等に舊港三佛齊を一國視したるは當れ、費信の量樣勝覽等に舊港三佛齊を一國視したるは當地何であらう。勿論當時の三佛齊國なるものが統制あは如何であらう。勿論當時の三佛齊國なるものが統制あは如何であらう。勿論當時の三佛齊國なるものが統制あは如何であらう。勿論當時の三佛齊國なるものが統制あば極行である。勿論當時の三佛齊國法とせられたの地域を指す呼稱として存した事は疑めるまい。現に明帝が域を指す呼稱として存した事は疑めるまい。現に明帝が域を指す呼稱として存した事は疑めるまい。現に明帝が域を指す呼稱として存した事は疑めるまい。現に明帝が域を指す呼稱として存した事は疑めるまい。現に明帝が域を指す呼稱として存した事は疑めるまい。現に明帝が域を指す呼稱として存した事は異なる。然し明帝がは一個である。

些の侵略は誤聞として明の初世此の事ありとするも旣にしてゐたといふのみで年次は分明でない。永樂年間の瓜日薔港、三佛齊遂亡」とあり、後者では當時薔港と改名日薔港、三佛齊遂亡」とあり、後者では當時薔港と改名日薔港、三佛齊遂亡」とあり、後者では當時薔港と改名日薔港の移答中に「時瓜哇已破三佛齊、據其國、改其名其國都、日薔港の多の本語の一次。

と稱せる事を參照すべきである。

てゐる。

島夷誌略三佛齊條に

自龍牙門去,五晝夜至其國,

人多姓蒲、習水陸戰.

官

齊が何時の時代か瓜哇に破られ其故都を舊港と稱したとば此際舊港の名が始つた譯ではない。然し右の如く三佛故藤田博士の指摘されたる如く島夷誌略に舊港の事あれ

いふ記事は注意さるべきものと思ふ。

夷誌略の三佛齊傳は此等宋時のそれと同樣の內容を示しの超汝适の諸蕃誌等に現はれて宋時に始つてゐるが、島Palimbang なる事は異論はない。とすれば三佛齊は港が Palimbang にあらざる筈である。三佛齊の名は宋史や宋Palimbang にあらざる筈である。三佛齊の名は宋史や宋記並があり別個の場所にるを思はしめる。而してその舊記載があり別個の場所にるを思はしめる。而してその舊記載があり別個の場所にると思はしめる。而してその舊記載がある。

銅鐵鍋之屬,舊傳、其國地忍穴、出牛數萬、 椰·木棉布·細花木·貿易之貨、用色絹·紅硝珠·絲布·花布 鹽、 **繫東冲布、喜潔淨、故于水上架屋、** 沃美、氣候暖、春夏常雨俗流、男女椎髻、穿青棉布短衫、 兵服藥, 刀兵不能傷. 酸秫為酒、有齊長, 以此雄諸國、 地產梅花片腦, 採蚌蛤為鮮 其地人烟稠密 中等降真香、 人取食之、 煮海為 田土 櫥

後用竹木塞之、乃絕

地面忍裂成穴、出牛敷茑成郡、奔突入山、人競取食之、後といへるは諸蕃志に「國人多姓蒲」といひ、「舊傳、其國

敢死、伯於諸國」といひ、殊に此條は南宋の周去非の嶺以竹木螸其穴、遂絕」といひ、又「習水陸戰(中略)臨敵

適する。

夷誌略の三佛齊傳の大部は前代の記錄の踏襲であるが、水戰、奪擊無前、曲以故隣國威服焉」とあるに似てゐる。島外代答卷二に「而人習戰攻、服樂在身、刄不能傷、陸攻

あるを、「自龍牙門去,五晝夜至其國」と爲すは稍や特色三分之一」とあり、宋史に「汎海使風二十日至廣州」と諸蕃誌に「在泉之正角,冬月順風月餘方至凌牙門、經商

ある記載と思ふ。

は宋代の記錄によつて之を考へようと思ふ。は宋時に始まり其內容ある事情の記述も同樣である。私

三佛齊は室利佛逝 Sri-boja の訛であるが、三佛齊の名

(1)誌略によると龍牙門より五晝夜にして三佛齊に到據は凡そ次の如くであらう。 敬藤田博士が三佛齊が Jambi なりとせらるゝ主なる根

舊港及其目琉雨國との交渉について

他誌略に「喜潔淨、故于水上架屋」といへるは此地に最もうが、Jambi 城までは五晝夜を要すといふは疑ない。其であるが、此處より Jambi 河口まで二晝夜で充分であらるといふ。博士は龍牙門を Singapore なりとせらるゝの

り諸蕃志に「其國在海中、扼諸番舟車往來之咽喉」といへ諸國、西自大食故臨諸國、無不由其境而入中國者」とあ(ロ)嶽外代答に「諸番水道之要衝也」とあり「東自閚婆

知らず、舊く三佛齊の名を耳にし新に態卑の名を聞きてくは河口で王號でない。詹卑は瓜哇語で土名であるのを

(ハ)宋史三佛齊傳に其王號詹卑とある。 詹卑は國名若

(ニ)諸蕃志に三佛齊の屬國に巴林馮がある。巴林馮は

後者を王號としたのでなからうか。

Palimbang であるから三佛齊が果して Palimbang ならば

Jambi と見得るであらう。故に(1)に對してはいふべき島夷誌略に いふ 三佛齊が 舊港と 異なる 事は明 かで何故に之を三佛齊の屬國とするか。

第二十卷 第三號 六〇九

(155)

るは Jambi に適する。

うか。(ロ)の如きは博士も「是は如何ようにも解釋は附 とするも、「是經商三分の一」と同一に見られ得るであら ものがない。 唯自龍牙門より五晝夜にして Jambi に到る

を派して宋廷に來貢せし事を記し、宋會要に元豐五年三 嶺外代答卷二に神宗の元豐三年に三佛齊國王が合卑國使 A. D. 1080 い。博士の Jambi 説の最も據らる、所は(ハ)(ニ)である。 かう」といはるゝ如く Palimbang とするも不當ではな

號詹卑とあるは或は宋會要にいふ三佛齊詹卑國王の詹卑 ずして Palimbang 說に贊成するといはれた。宋史に其王 博士も唐代より北宋末にかけての三佛齊は Jambi にあら 力の下に立ちし別國と解するが普通である。故に故桑原 を記す。是等によれば占卑・詹卑卽ち Jambi は三佛齊の勢 佛齊詹卑國主より廣州の官憲に文書及び土産を寄せし事

市帛以報」とあるは宋會要、元豐五年十月十七日の條に 與提舉市舶孫逈、 州南蕃綱首、 を王號と誤つたのであるまいか。宋史に「(元豐)三年廣 以其主管國事國王之女唐字書寄龍腦及布、 **逈不敢受言於朝、詔令估直輸之、官悉** 

括の市舶司たりしは嘉定年間

「废東轉運副使乘提舉市舶司孫逈言、

南番綱首持三佛齊

士の説の如くに牽張の誹を発れぬ。

於いて三佛齊國を Palimbang なりと主張するは藤田博

史にいる其主管國事たる國王の女の國王は三佛齊王を意 七兩布十三疋」とあると同一事を指すものであらう。宋 **詹卑國主及主管國事國主之女唐字書寄臣孰龍腦二百二十** 

思はれるから、宋史では詹卑國王を三佛齊王に解釋した 味し、會要の同じ國主は三佛齊詹卑國主を承けてゐると

しそうに考へられる。唯諸蕃志は「故汝适得於福州見其 所以である。宋代の三佛齊を Palimbang とする說も成立 筈である。詹卑を王號としたのは此故でないかと考へる

の記載は恐らく當時の新智識に據れるものなるべく、巴 質は嶺外代答等の内容を踏襲したものが多いが、 司時代の見聞に基き記述せるものである。此書の記事は 市易、然則是書所見、皆得諸見聞、親爲詢訪」(欽定四庫 林馮を屬國となす記載等は諸蕃志以前の書に見へぬ。 全書總目卷七十一)とある如く、汝适が福建の提專市舶 此屬國

ふ事であるから(福建通志卷之二十一)<br />
勘くとも當時に (A. D. 1208—1224) 신동

明史に「瓜哇已破三佛齊、據其國、改其名曰舊港」と

ある如く、洪武三十年の以前何年かに三佛齊王は瓜哇の と思ふ。茅瑞微の皇明象胥錄に「或云、三佛齊王號詹卑(宋 ため追はれて舊都を舊港と呼んだといふ事はあり得る事

とも島夷誌略の成れる元の至正九年以前の事に處する。 けたりとするもそれは明代の出來事ではない。卽ち尠く 齊王が瓜哇に追はれて詹卑國に據り、故都を舊港と名付 更名舊港」と記す所は據り所あるように思ふ。然し三佛 史の文を受く)、今王所部稱詹卑國、而其都爲瓜哇所破、

**詹卑にありしやは確實に徴すべきものがない。思ふに明** と考へられる。 態にある頭目數人の支配地を併せる領域的名稱であつた 初に於ける三佛齊はPalimbang を含み、殆んど獨立の狀 行はれるものと解したい。明代に入つて三佛齊國王が猶 更に溯り諸蕃志の年代たる嘉定年間には旣に此移動の

の間に Palimbang より Jambi に移動せる事を支那側の 史料より推想したのであるが、偶々 Krom, Coedés 兩氏

舊港及其日疏兩國との交渉について

以上三佛齊の中心が大體北宋末から南宋の嘉定年間迄

詩章等に基づき論ぜる結果が其の主旨に於いて略ほ吻合 等が Grahi, Jaiya の二つの碑及び Pali 語にて記される せる事實を見出すのである。

の衰退に就いての覺書」なる論文中にて、從來明史等に Leiden 大學教授 N. J. Krom 氏は「室利佛遊(三佛齊)

三佛齊王とし、Pali 文の詩句によれば一二三六年、一二 等は大體此の考へである)それは一二八〇年頃としてる 武九―十年)にありとする説を廢して(Groeneveldt る。即ち氏は Jaiya の碑を建設せる Candrabhānu 王は よつて Palimbang なる三佛齊の滅亡が一三七六七年(洪

結果が三佛齊袞退の原因となり遂に Malāyu 國が之に代 五六年の兩度錫蘭遠征を試みてゐるが、此最後の遠征の

(157)

Koninklijke Akademie van Wetenschappen, Afdeeling 元十八年)其の入貢の記載がある。(Mededeelingen der 二八〇年頃再び現はれて來たので元史に一二八一年 至 十二世紀以來三佛齊に征服されて忘却されてゐたが、一

つてスマトラの宗主權を掌握したといふ。 Malāyu 國は

第二十卷 第三號 Letterkunde, Deel 62; Serie B,

No. 5, Amsterdam 1926,

pp. 149—171) 此の Malāyu 國を Jambi とする事は Y. Jambi 王國をいつており、Jambi 王國は一世紀前より三 落とは(Krom 氏に比し)今一世紀前迄遡り得るので、 니고 A propos de la chute du royaume Çrivijaÿde としてゐる。然るに G. Coedés 氏は一九二七年の右誌 の論文を發表しており、Krom, Coedes 氏等皆之を定説 land-en volkenknnde van Nederlanésch-Indie 誌上に長文 P. Rouffaer 氏が一九二一年の Bijdragen tot de taal・ 舉けて、三佛齊王にらあずして Jabaka なる地方の領主 bānu 王の家族が三佛齊王のそれの 名と異る等の理由を 例に反して唯 Tanbralinga の首領の名を刻し又 Candra-逝國王の七七五年の碑に室利佛逝首領の名を記したる先 佛齊國即ち Palimbang 王國を繼承せるものであると述 ラー般を指してゐるのでなく全く Malāyu 王國 七五年の爪哇王)の遠征につき語つてゐるのは、スマト なる論文を發表して「Malāyu 國の解放と三佛齊國の轉 べてゐる。氏は Jaiya の碑の Candrabānu 王は、 一一七八一八三年間あり Pararaton が Krtongora(一二 宗利佛 卽ち

> 猶三佛齊國の一屬國たる詹卑國の王族が主權をとつて代 八一一一八三年間にあるといふのである。Ctedes Jambi 王國は此際にはスマトラ島より馬來半島にかけて の名は Grahi の碑にあらはれ、此は此の碑の年代を一 王國の下に歸屬しあつたと主張する。 卽ち Malāyu 王國 して六昆の名を興へたのであるといひ、當時王はMalayu を指して呼び、十三世紀中頃に Tie 人が此地方に接觸 に過ぎずとし、 の宗主權を握つたに相違ないと考へる。而して宋史等に から、Palimbang より Jambi への宗主權の移動は一一七 よれば淳熙五年(一一七八年)三佛齊王の入貢が記される 一八三年のものと推定し、三佛齊に代つて Malayu 即 つたものなる事を想像してゐる。 Jabaka の名は Tanbralinga に住む人々 氏は

として殘つたので、それは單に支那にてかく稱したるのとしに拘はらず、此國名は古の版圖內に於ける領域上の名のあると同時に、三佛齊國の宗主權掌握者の興亡ありては之を混同錯雜して等しく三佛齊國として永く記載せ

告け蕃國の歸順を促す招諭の使臣を占城・眞臘・浡泥・三明の太祖は卽位後洪武二・三年の間に新王朝の建設をる。

佛齊・瓜哇・西洋瑣里等の諸國に向つて派遣した。招諭を

を派し、三佛齊よりも四年馬哈剌札八剌卜の入貢を始め受けた是等諸國は洪武三年から五年にかけて朝貢の使者

招諭を受けた古里・蘇門答刺・満刺・舊港・瓜哇の諸國は使刺・柯枝・西洋等の諸國を招諭せしめ、市舶司を復浩し、別年には海上諸王の朝貢を三年に一度と制限した。明史には洪武十年麻國の朝貢を三年に一度と制限した。明史には洪武十年麻國の朝貢を三年に一度と制限した。明史には洪武十年麻國でするや永樂元年秋使者を派して瓜哇・満刺加・蘇門答記してゐる。三佛齊の朝貢は暫く中絕したが、永樂帝が即位するや永樂元年秋使者を派して瓜哇・満刺加・蘇門答記してゐる。三佛齊の朝貢は暫く中絕したが、永樂帝が即位するや永樂元年秋使者を派して瓜哇・満刺加・蘇門答刺・柯枝・西洋等の諸國を招諭せしめ、市舶司を復浩し、洪武二・三部を受けた古里・蘇門答刺・満刺・舊港・瓜哇の諸國は使刺・柯枝・西洋等の諸國を招諭せしめ、市舶司を復浩し、

敗 據つた梁道明を招諭せしめたこと、永樂四年七月に舊港 に永樂三年正月に行人譚勝受・千戸楊信等を遣り、廣東人 顆 等覺之、整兵隄備, 祖義等、 **監鄭和使西洋諸國還、械至海賊陳祖義等、初和至舊港、** の事件が生じた。即ち實錄、永樂五年九月壬子の條に「太 樂三年の冬期信風期に出發したが、 せしめた事を記してゐる。南海招諭のため宦官鄭和は永 の頭目陳祖義が子の士良を梁道明が姪の觀政をして來朝 で 
康・福建の軍民數千人を率るる華僑の頭目で舊港に 殺賊黨五千餘人、燒賊船十艘、 生摘祖義三人。既至京、命悉斬之」と記してゐる。 遺人招諭之, 祖義率衆來劫 祖義等詐降、 舊港に到つた時に一 獲其七艘及偽銅印二 利出兵興戰 而潛謀要劫官軍、 祖義大 遇 和

(159)

副施進郷、代領其衆」とあつて梁道明輩下の有力者であた進郷は周咨錄卷八、東西洋岑卷三には「梁道明、屬其施進郷は周咨錄卷八、東西洋岑卷三には「梁道明、屬其惡等情、被太監鄭和生擒祖義等回朝、皆伏誅」とあるが、惡等情、被太監鄭和生擒祖義等回朝、皆伏誅」とあるが、惡事とは指離第三人。 色五方 命 禿刺之」と言してえる

第二十卷 第三號 六一三

であるから使者の此歳春の信風期の舊港出發以後の事件

陳祖義は永樂四年七月朝貢せしめてゐるの

臣の歸還と共に永樂三年何れも明に朝貢した。

皇明實錄

つたらしい。

舊藩及其目琉偃國との交渉について

赴く往路に立寄つた際起つたといふは事質であらう。施 實錄に「初和至舊港」とあつて鄭和が瓜哇より印度に

使に補した。 て朝貢せしめた。 進郷は永樂五年九月鄭和と歸還と同時に壻丘彦誠を遣り 明では舊港宜慰司を設けて進郷を宣慰

集」に「進没、其女代之」とある。然るに皇明實錄の永樂 二十二年正月甲辰の條に「舊港故宣慰使施進郷之子濟孫 不傳子,是其女施二姐為王」とあり、張昇の「瀛涯勝覽

彼の後繼者に就いて瀛涯勝覽に「本人(施進郷)死、

位

る。此二者の關係を說いて二三論がうらが東ルトない。の。此二者の關係を說いて二三論がうらが東ルトを記を派して亡父の襲職を乞うてゐに進郷の子濟孫が丘彥誠を派して亡父の襲職を乞うてゐ 來朝した事が實錄に見えるから進郷の死が同年の春の信 の位置を襲うたらしく見えるが、二十一年の春の信風期 風期以後なる事は察せられる。勝覽によると二姐が頭目 ないのである。永樂十四年十一月に舊港宣慰使の使者が 和齊往給之」とあつて、施二姐と濟孫との關係が分明で 慰使、賜紗情・鈒花金帶・金織文綺襲衣・銀印、今中官鄭 遣使丘彥誠、請襲父職、丼言印爲火所燬、 上命濟孫襲宣

過ぎぬっ

而して宣徳年間琉球との間に交渉を持つた當事者たる舊 施二姐とあるから進郷に尠くとも二人の女があつた事

以後同十七年春迄の間に没したのかも知れぬ。宣德四年 港の管事官本頭娘及頭目の施氏大娘仔が之に當るべき事 或は同六年以後既に施二姐が首領であつた事、 に舊港を出向したのであつて、或は進郷は永樂十四年春 六年即ち永樂十七年八月南九州來着の南蠻船を派遣した 朝した婿丘彦誠は熟れかの配偶者と見られる。應永二十 永樂五年・同二十一年に進郷の及子濟孫の使者として入 七年春以後二十一年春迄濟孫が同じ位置にあつた事は恐 といふ施主烈智孫が多分濟孫なりとすれば、 は疑ないと思ふ。本頭娘が恐らく勝覽の施二姐であらう。 此船は春汎

くるものがあるらしく思はれる。勝覽は馬觀の自序によ らく確しかであらう。然らば濟孫は進郷死後之に代つた ると永樂十年末から十三年に亙る鄭和第三回の往使に關 ものと見らるべきである。かく解すると勝覽の記事は缺 永樂十

する知識が本となつてゐる。然し後の加筆があつて永樂

するものである。勝覽の最後に景泰辛未秋月望日、 十四年以後の記事たる右の施二姐の件は明瞭に後筆に屬 會亂

回の鄭和出使に同行して、舊港を過ぎ進郷在世當時濟孫 首領たりし質狀を見聞しての記載であらう。馬觀が第三 子、是其女施二姐爲王」とあるは宣德年間前後に施姐の めて景泰二年に補筆したものであらう。「進鄕死、位不傳® 山樵馬觀述とあつて永樂十四年以後に得られた知識を纏

のある事を知悉したであらうし、又第七回の宣徳五年よ

子濟孫がある事を知り、 る時期が其間隙に當つてゐる。卽ち馬觀が宣慰使進郷の け開舡してゐる。恰も進郷死し、濟孫繼ぎ、二姐の代れ 姐の首領たる現狀を見た筈である。祝允明の前聞記にて り八年にかけての出使にも同行したらしいから、 の如き事情にあるものとせば「不傳子」の書き方よりいへ 孫が病死したるか否かは不明なるも、馬觀の記載が以上 て二姐の代れるを見て、 は宣徳七年六月二十七日舊港に行き七月一日滿刺加に向 加筆せるものかと思はれる。濟 次に濟孫が進郷の後を受けずし 此際二

盐

(-)W. P. Groeneveldt; Note on the Malay Archiperago and Malacca, complied from Chinese sources, p. 76; p. 71 note

②藤田博士

室利佛逝三佛齊舊港は何處か

東西交渉史の研究

③桑原博士 蒲壽康の事蹟 一七二頁

⑤Groeneveldt 氏に「施進鄕が一四〇七年(永樂五年)宣慰官に豧 ④名山蔵・東西洋考等に永樂二十一年に濟孫が襲嗣を乞うた如 歳にかけてゐる。 く記すは正しく、明史に之心二十二年とするは郷和の往使の

配權を握り暫く宣慰使の置かれてゐなかつた事が知られる。 ある。山本達郎氏は「施進郷の死後には女子が或期間舊港の支 此記事な永樂十四年以前の記事と爲す事、孰れも旣に誤りで 傳子」とあるな when he died he had no son, と譯せる事、 乞うたのである」(Ibid. p. 74 Note)といふ。彼は勝覽に「不 其後養子としたと考へられる濟孫が二十二年に至つて襲嗣を に明廷に知られなかつた。馬觀の往訪の際幼かりしか、或は し其女が代つたる心見たのであつて、此事は永樂二十二年前 馬觀が舊港を往訪せしは永樂十四年以前にて施進鄕の旣に歿 しか又は尠くとも充分の年齢に達しなかつたものであらう。 せられた際、婚を使として入貢したる故、彼は息を有せざり

第二十卷 第三號 進郷の死後そこには後繼者の争があつたらしく、恐らく濟孫

ば或は失脚し去つたのかも知れぬ。

舊港及其日琉雨國との交渉について

第二十卷 第三號 六一六

二 郷和の西征)のはその間の出來事であつたらう」といふ。(東洋學報二一ノのはその間の出來事であつたらう」といふ。(東洋學報二一ノは施二姐の勢力を倒したもので、實錄に『印爲火所燉』といふ

⑥山本氏 鄭和の西征

⑦馬觀の西征同行に就いても山本氏の論文五四八頁参照。

### 70

明代の初世四隣を詔諭して朝貢使が會同した事は是等

を記して「其後朝貢漸稀」とある。思ふに華僑の勢力の陵とい。琉球との交渉も正統五年の琉球國の往便を最後と本本土にあつては應永以後現在の所全く知るべきものが本本土にあつては應永以後現在の所全く知るべきものが本本土にあつては應永以後現在の所全く知るべきものがない。琉球との交渉も正統五年の琉球國の往便を最後とない。琉球との交渉も正統五年の琉球と南海諸國とのされる場合があつても、日本本土や琉球と南海諸國とのされる場合があつても、日本本土や琉球と南海諸國とのされる場合があつても、日本本土や琉球と南海諸國との

(昭和十年五月十七日稿了)

夷と舊港の衰退とが之に關係するものであらうと思ふ。